

那 覇 市 教 育 委 員 会 会 議 録

平成30年度（2018年度）第4回（定例会）

署名人 平良 浩
教育長 田端 一正

開催日時 平成30年（2018年）5月31日（木）

開会 午前10時00分

閉会 午前10時15分

開催場所 那覇市役所11階 1101A・B会議室

出席者

〔教育長・教育委員〕

田端一正教育長、本仲範男委員、比嘉佳代委員、平良浩委員

〔事務局職員〕

【生涯学習部】屋比久猛義部長、山内健副部長

（総務課）仲程直毅課長、森田勝副参事、平安真希子主査

（生涯学習課）砂川龍也課長、田場壮子主幹、伊禮道子主査

【学校教育部】奥間朝順部長、森田浩次副部長

（教育研究所）平安山敏和所長、大田修主幹、中野謙指導主事

議事日程

- 1 議案第5号 那覇市立教育研究所運営審議会委員の委嘱について【教育研究所】
- 2 議案第6号 那覇市社会教育委員の委嘱について【生涯学習課】

会議録作成（総務課）平良俊弥主査

田端教育長 会議を始める前に、本日、喜屋武委員は都合により欠席となりますので、どうぞよろしくお願ひします。それでは平成30年度第4回教育委員会会議（定例会）を開催いたします。本日の会議録署名は平良委員にお願いいたします。では、議案第5号「那覇市立教育研究所運営審議会委員の委嘱について」を議題といたします。奥間学校教育部長、どうぞ。

奥間部長 議案第5号「那覇市立教育研究所運営審議会委員の委嘱について」、那覇市立教育研究所運営審議会委員を別紙のとおり委嘱する。平成30年5月31日提出。教育長田端 一正。提案理由 那覇市立教育研究所運営審議会委員の任期満了により、那覇市立教育研究所運営審議会規則第3条及び第4条の規定に基づき、この案を提出する。詳細は教育研究所から説明をさせていただきます。

田端教育長 はい、平安山教育研究所長、どうぞ。

平安山所長 資料1 ページ目です。平成30年度那覇市立教育研究所運営審議会委員委嘱の部です。1 池間 生子、任期 平成30年6月10日から平成32年6月9日まで、性別は女性、年齢66歳、再任であります。第3条2（1）学識経験者 沖縄大学こども文化学科教授、2期目であります。2 當間 五弥、任期は平成30年6月10日から平成32年6月9日まで、性別は男性、52歳、再任であります。第3条2（2）教育職員 県教育庁那覇教育事務所勤務であります。2期目であります。3 與那覇 覚、任期は平成30年6月10日から平成32年6月9日まで、性別は男性、56歳、新任であります。第3条2（2）教育職員 那覇市立真和志中学校勤務であります。以上、委嘱の委員についての紹介であります。

田端教育長 資料2 ページには、解嘱の委員と委員名簿が載せてあります。それでは、この件について、ご意見、ご質問、あるいは再度の説明を求める意見等ございましたらお願いします。はい、本仲委員、どうぞ。

本仲委員 3ページの会則の第3条、組織に関する部分ですが「委員12人以内で組織する」とありますよね。2ページに名簿がありますが、これで全員ですよ。12人以内とするとのことなだけけれども、この6人で十分ですか。あと、12人だと多くないかなと感じるんですけど。このへんをどう考えているのかちょっと教えていただきたいです。

田端教育長 それでは、平安山所長、お願いします。

平安山所長 組織を見てみますと、6人の委員で構成されております。小学校・中学校といった学校関係者や、また沖縄県子どもの本研究会の会長とかをされている皆さまなので、6人ではありますが、本研究所に関わる業務についてご意見がいただける人数だと思います。

田端教育長 6人でしっかり議論いただけるということですが、あと一つのご質問で、12人は多くないかとの意見についてはいかがですか。

本仲委員 6人というのであれば6人の範囲内で人選もできると思うんだけど、1.2人となつたら多くて悩まないかなと思ひまして。6人だったら6人の枠の中で、教育関係者、学識経験者、あるいはその他と人選ができるんじゃないですか。

田端教育長 はい、平安山所長、どうぞ。

平安山所長 人数が1.2人というのは、本仲委員がおっしゃったように多いという印象がございますので、人数については今後また検討するというところでよろしいでしょうか。

田端教育長 1.2人以内ということなので、数については今後の検討ということをお願いしたいと思ひます。他にありますでしょうか。はい、平良委員。

平良委員 委員の任期なんですけど、ちょうど6人いらっしゃる中で、3人ずつでずれている形なんですけど、これはこの形でずっと続いているのでしょうか。

田端教育長 はい、中野指導主事、どうぞ。

中野指導主事 これまでの資料をみますと、これまでも同じく3人ずつ代わるという形をとっています。同時に全員が代わることの無いようにとのねらいもあるかと思ひます。

田端教育長 よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。

他にご意見等はないようですので、議案第5号「那覇市立教育研究所運営審議会委員の委嘱について」は原案のとおりで異議はございませんでしょうか。

全員 異議なし。

田端教育長 それでは、議案第5号「那覇市立教育研究所運営審議会委員の委嘱について」は議決いたしました。

続きまして議案第6号「那覇市社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。屋比久生涯学習部長、お願いします。

屋比久部長 議案第6号「那覇市社会教育委員の委嘱について」、那覇市社会教育委員を別紙のとおり委嘱する。平成30年5月31日提出。教育長 田端 一正。提案理由 那覇市社会教育委員の辞任により、新たに委員を委嘱する必要が生じた。社会教育法第15条第2項及び那覇市社会教育委員に関する条例第3条及び第5条の規定に基づき委員を委嘱するので、この案を提出する。詳細につきましては、生涯学習課の方から行います。

田端教育長 はい、砂川生涯学習課長、お願いします。

砂川課長 資料の2ページをご覧くださいませでしょうか。解嘱の委員に関する部分ですが、翁長 芳子さんが5月31日付をもちまして解嘱となることにより、後任といたしまして喜納 武子さんを平成30年6月7日から平成31年10月6日まで委嘱をしたいと考えております。発令年月日を平成30年6月7日としているのは、森の家みんなの指定管理者の選定が今年ありまして、その選定委員会を社会教育委員の会議で担っております。この指定管理者の選定委員会の委員について、7月初めの庁議で諮る必要があり、事務処理の期間等を考えまして6月7日という日付で発令としており

ます。ご審議、よろしく願いいたします。

屋比久部長 　少し補足ですけれども、備考をご覧になればわかりいただけるのですが、社会教育関係団体ということで、婦人連合会に委員の推薦をいただいています。今回、翁長さんが役職を退いたことで、新たに副会長になられる喜納さんを推薦していただいたということでございます。

田端教育長 　この件につきましてご意見、ご質問、あるいは3ページ以降も資料等ございますので、それについて説明を求める質問等ございましたらお願いしたいと思います。はい、比嘉委員、どうぞ。

比嘉委員 　退任された方と委嘱された方が同じ団体なのですが、これは団体としての枠ではなくて、退任後すぐ団体から推薦があったということなのですか。

田端教育長 　はい、砂川課長、どうぞ。

砂川課長 　委嘱の基準といたしまして、4ページにございます。那覇市社会教育委員に関する条例の第3条でございますが「委員は、次に掲げる者のうちから委嘱する」ということで、学校教育関係者、社会教育関係者、家庭教育関係者等々、対象者を設けております。この婦人連合会、社会教育関係団体に対して、退任がございましたのでその後任になる方がいらっしゃらないかということで推薦をいただいたという形になっております。

比嘉委員 　複数の団体に告知をしたと捉えてよろしいでしょうか。

屋比久部長 　基本的には、婦人連合会に必ず枠が一つあるというものではありません。ただ、那覇市の社会教育関係団体として婦人連合会だとか自治会長会連合会であるとか、そういった活動をしている団体に声をかけさせていただいております。今回、全部やったかというところではありませんが、婦人連合会の方がお辞めになられるのでどなたかおりませんかということで推薦していただいています。

比嘉委員 　はい、わかりました。

田端教育長 　これは委嘱の基準（3）の家庭教育の向上という観点から選任をしているということですのでよろしいでしょうか。

屋比久部長 　いえ、社会教育関係者ということですよ。

田端教育長 　では（2）ですね。ありがとうございます。他にありませんか。

意見はないということでよろしいでしょうか。

全員 　はい。

田端教育長 　それでは、議案第6号「那覇市社会教育委員の委嘱について」は原案のとおりで異議はございませんでしょうか。

全員 　はい。

田端教育長 　それでは、議案第6号「那覇市社会教育委員の委嘱について」は議決いたしました。以上をもちまして、平成30年度第4回教育委員会会議（定例会）を終了いたします。

案件の審議結果

議案第5号	那覇市立教育研究所運営審議会委員の委嘱について	原案どおり可決
議案第6号	那覇市社会教育委員の委嘱について	原案どおり可決